大和市子育て支援施設条例

(趣旨)

- 第1条 この条例は、子育て支援施設の設置、管理等について必要な事項を定めるものとする。 (設置)
- 第2条 多様化する子育てニーズに応え、市民の子育てを支援することにより、子どもの健やかな成長、子育て世代の親子の交流の促進等を図るため、子育て支援施設を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。
 - (1) 名称 大和市子育て支援施設
 - (2) 位置 大和市中央林間四丁目12番1号

(事業)

- 第3条 子育て支援施設は、次に掲げる事業を行うものとする。
 - (1) 幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいう。)(以下「幼稚園等」という。)の児童の当該幼稚園等への送迎に当たり、一時的に保育を実施する場(以下「送迎ステーション」という。)の提供及びその利用に併せた託児に関すること。
 - (2) 子育て中の保護者を支援するための託児に関すること。
 - (3) 子育てに係る相談及び情報提供に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第4条 子育て支援施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244 条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

- 第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
 - (2) 子育て支援施設において有料で利用させるもの(以下「有料施設」という。)の利用者の 登録及び利用の承認に関する業務
 - (3) 有料施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務

- (4) 子育て支援施設の施設及び設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(公募)

- 第6条 市長は、指定管理者に子育て支援施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項 を明示し、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。
 - (1) 子育て支援施設の概要
 - (2) 申込期間
 - (3) 利用料金に関する事項
 - (4) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
 - (5) 指定管理者が行う業務の範囲及び内容
 - (6) 選定の基準
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項

(指定管理者の指定の申込み)

第7条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、前条第2号の申込期間内に申込書に子育て支援施設の管理に係る企画提案書及び収支予算書、財産目録その他規則で定める書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

(選定基準)

- 第8条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的 に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。
 - (1) 子育て支援施設を利用する者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
 - (2) 子育て支援施設の効用を最大限に発揮するものであること。
 - (3) 子育て支援施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (4) 子育て支援施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める基準

(選定結果の通知)

第9条 市長は、前条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を申込みを行った団体

に通知しなければならない。

(再選定等)

- 第10条 市長は、前条の規定による通知を行った後、指定管理者となるべき団体として選定された 団体(以下「被選定団体」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該被選定団体 を除く申込みを行った団体の中から、再び第8条の規定により指定管理者となるべき団体を選定 することができる。
 - (1) 被選定団体の事情により、指定管理者の指定を受けることが不可能となったとき。
 - (2) 新たに判明した事実により、子育て支援施設の管理を行うことが不適当であると認められたとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当した被選定団体は、第6条の規定による次回の公募については、申 し込むことができない。

(指定管理者の指定)

第11条 指定管理者の指定は、被選定団体について、法第244条の2第6項の議決を経た後、行うものとする。

(指定管理者の指定の告示)

第12条 市長は、指定管理者の指定をしたときは、指定管理者の名称、所在地、指定期間その他の 市長が定める事項を告示しなければならない。

(指定期間)

第13条 子育て支援施設の指定期間は、指定の日から起算して5年を超えない期間とする。ただし、 再指定を妨げない。

(協定の締結)

- 第14条 指定管理者は、市長と子育て支援施設の管理に関する協定を締結しなければならない。
- 2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 指定期間に関する事項
 - (2) 管理業務に関する事項
 - (3) 利用料金に関する事項
 - (4) 管理業務報告に関する事項
 - (5) 管理費用に関する事項
 - (6) 施設等の原状回復に関する事項
 - (7) 損害賠償に関する事項

- (8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (9) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (10) 管理業務に係る情報公開に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項

(事業報告書)

- 第15条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、子育て支援施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の全部の停止を命ぜられたときは、その処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に当該年度分として、処分を受けた日までの間の事業報告書を作成し、提出しなければならない。
 - (1) 管理業務の実施状況
 - (2) 利用料金の収入の実績
 - (3) 管理に係る経費の収支状況
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市長が別に定める事項

(指定の取消しの告示等)

- 第16条 市長は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部 の停止を命じたときは、指定管理者の名称、所在地その他の市長が定める事項を告示しなければ ならない。
- 2 前項に該当した指定管理者は、第6条の規定による次回の公募については、申し込むことができない。

(利用日等)

- 第17条 子育で支援施設の施設及び事業の利用日及び利用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、これらを変更することができる。 (利用の承認等)
- **第18条** 有料施設は、次の各号に掲げる施設とし、これらを利用できる者は、当該各号に定める者の保護者とする。
 - (1) 送迎ステーション 満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者であって、幼稚園等の 通園バスを利用するもののうち、次に掲げるもの
 - ア 市内の幼稚園等に登園している者

- イ 市内に在住する市外の幼稚園等に登園している者
- (2) 託児室 満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
- 2 有料施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ利用者登録を受けた上で、指定管理者の承認を受けなければならない。
- 3 指定管理者は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

(利用の取消し又は変更の承認)

- 第19条 前条第2項の規定により利用の承認を受けた者が、当該承認を受けた事項を取り消し、又は変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による利用の変更の承認については、前条第2項及び第3項並びに次条第1項及び 第3項の規定を準用する。

(利用の不承認、利用承認の取消し等)

- **第20条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、有料施設の利用の承認をしないことができる。
 - (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めたとき。
 - (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めたとき。
 - (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めたとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上その利用を不適当と認めたとき。
- 2 指定管理者は、第18条第2項の規定により利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。) が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用を中止させること ができる。この場合において、利用者に損害が生じてもその責任は負わない。
 - (1) 利用の承認を受けるに当たり、偽り又は不正があったとき。
 - (2) 第18条第3項に規定する条件に違反したとき。
 - (3) 利用の承認後、前項各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
 - (4) 天災等により本市において緊急に使用する必要が生じたとき。
 - (5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 3 前項の規定は、利用者の利用目的に応じて入場した者について準用する。

(利用料金)

第21条 利用者は、原則として、利用料金を指定管理者に対して有料施設を利用する前に支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表第2に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を 得て定める。
- 3 市長は、指定管理者に利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。 (利用料金の還付)
- 第22条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(入場の制限等)

第23条 指定管理者は、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがある者その他管理上支障があると認められる者に対し、入場を拒み、又は退場させることができる。

(目的外利用及び権利譲渡の禁止)

第24条 利用者は、利用の承認を受けた目的以外に有料施設の施設等(以下「有料施設等」という。) を利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復義務)

- 第25条 指定管理者は、指定期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り 消され、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかに施設等を原状に 復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。
- 2 利用者は、有料施設等の利用を終了したときは、直ちに有料施設等を原状に復さなければならない。第20条第2項の規定により利用の中止を命じられた場合も同様とする。
- 3 市長は、利用者が前項の義務を履行しないときは、利用者に代わってこれを執行することができる。この場合において、これに要した費用は利用者の負担とする。

(損害賠償義務)

第26条 指定管理者又は利用者若しくは利用者の利用目的に応じて入場した者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。 ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(個人情報の取扱い等)

- 第27条 指定管理者は、管理業務に関し保有する個人情報の漏えい、毀損及び滅失を防止するために、大和市個人情報保護条例(平成15年大和市条例第22号)の趣旨にのっとり、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定管理者及び子育て支援施設の業務に従事している者は、その管理に関し知り得た秘密を他 に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。指定期間が満了

し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職を退いた後においても同様とする。

(情報公開)

- 第28条 指定管理者は、大和市情報公開条例(平成12年大和市条例第19号)の趣旨にのっとり、管理業務の内容に係る情報を公開し、透明性を確保するよう努めなければならない。
- 2 指定管理者は、前項の規定による情報の公開を適正かつ円滑に実施するため、管理業務の内容 に係る文書、図画、写真及び電磁的記録を適正に管理するものとする。

(委任)

第29条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第1条から第10条まで及び第29条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第18条の規定による利用者登録及び利用の承認その他のこの条例を施行するために必要な準備 行為は、市長が施行日前に行うことができる。

別表第1 (第17条関係)

WILLY CONTRACTOR						
名称	利用日	利用時間				
送迎ステーション	 日曜日、国民の祝日に関する法律(昭	 午前7時から午後7時まで				
	和23年法律第178号)に規定する休日					
	及び12月29日から翌年の1月3日ま					
	でを除く毎日					
託児室	1月1日を除く毎日					
子育て相談		午前10時から午後6時まで				

別表第2 (第21条関係)

名称	利用区分	利用単位	金額
送迎ステーション	午前7時から午後6時まで	1月	10,000円
	午後6時から午後7時まで	1月	4,000円
		1 時間	500円

託児室	午前7時から午後7時まで	1時間	500円

備考

- 1 託児室の利用時間は、1日につき4時間を限度とする。ただし、指定管理者がやむを得ず 必要と認めた場合は、この限りでない。
- 2 利用料金は、1時間を単位としているものについては、1時間未満の場合も1時間とみなして計算する。